

# 東京都行政書士会台東支部細則

## 第1章 総則

(総則)

第1条 東京都行政書士会会則施行規則（以下「本会施行規則」という。）第26条第1項によりこの細則を定める。

(名称)

第2条 本支部（以下「支部」という。）は、東京都行政書士会（以下「本会」という。）台東支部と称する。

(事務所)

第3条 支部の事務所は、支部長の事務所内又は支部長が指定した台東区内の場所に置く。

2 支部の事務所には所定の表札を掲示する。

(目的)

第4条 本支部は、支部会員相互の緊密な協力により品位の保持と社会的地位の向上に努め、常に業務の改善、進歩を図り、もって公共の福祉と利益の増進に寄与すると共に、本会との連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 支部は、第4条の目的を達成する為、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 支部会員の業務の改善進歩を図るための事業
- (2) 支部会員の品位の保持と資質の向上を図るための事業
- (3) 支部会員相互の親睦、福利増進並びに連絡を図る事業
- (4) 本会との連絡及び協調を図る事業

(組織)

第6条 支部は、本会施行規則第24条1項に定める別紙に基づく区域内に事務所を有する個人会員及び法人会員をもって組織する。

## 第2章 支部会員

### 第1節 入会及び退会

(会員)

第7条 支部会員は東京都行政書士会会則（以下「本会会則」という。）第12条第2項に掲げる行政書士（以下「支部会員」という。）とする。

(入会)

第8条 本会会則第12条の2第1項第1号により登録を受けた者は、その登録の日から支部に所属する。

2 本会会則第12条の2第1項第2号により登録を受けた者は、事務所を当支部区域内に移転した時から支部に所属する。

(退会)

第9条 支部会員が本会会則第14条に該当するに至ったときは、その時から支部を退会する。

(支部会員名簿)

第10条 支部に会員名簿を備える。会員名簿には次の事項を記載・記録する。

- (1) 氏名
- (2) 住所及び事務所の所在地並びに電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
- (3) 行政書士登録年月日、登録番号及び本会入会年月日、本会会員番号

(支部会員に対する通知等)

第11条 支部が支部会員に対してする通知又は催告は、支部会員名簿に記載した事務所の所在地に

あてて発すれば足りる。

- 2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(基準日)

- 第12条 定時総会において権利を行使することができる者は、当該年度の4月1日現在の支部会員名簿に記載されている者とする。
- 2 臨時総会において権利を行使することができる者は、臨時総会開催日の15日前に支部会員名簿に記載されている者とする。

## 第2節 支部会員の権利

(支部会員の権利)

- 第13条 支部会員は以下の権利を有する。
- (1) 支部総会に出席し、議決する権利
  - (2) 福利厚生を享受する権利
  - (3) 支部行事に参加する権利
- 2 支部会員の権利の発生は、支部会員に関する本会からの支部に対する通知が到達した日から発生する。

## 第3節 支部会費

(会費)

- 第14条 支部会員は支部会費を支払う義務を有する。
- 2 支部会費は総会で決定する。
  - 3 支部会費は、1年分を6月末日までに納めるものとする。1年未満の場合には月割り計算をするものとする。但し、月の途中で入会した時は初月不算入とし、月の途中で退会したときはその月の会費は1ヵ月分とする。
  - 4 再入会及び退会等については、本会施行規則第10条第2項2号及び第12条を準用する。
  - 5 第9条の規定により退会した支部会員が会費の返還請求をした場合は、当該月を除く支払分の会費返還について在籍月に月割りを乗じた額を控除し返還するものとする。但し、第17条の規定により処分された場合はこの限りではない。
  - 6 支払に関する費用は当該会員の負担とする。

(会費未納支部会員に対する措置)

- 第15条 支部会費を完納していない支部会員は、支部の主催する研修会及び各種行事等に参加する場合、完納支部会員とは異なる条件を付す取扱いとすることができる。

(長期会費未納会員に対する措置)

- 第16条 支部長は、支部会費を、毎年4月1日現在において、正当な理由なく1年を超えて支払のない支部会員（以下「長期会費未納支部会員」という。）に対して、1ヵ月以上の期間を定めて会費を納入すべき旨の催告を行うことができる。
- 2 支部長は、前項の規定による催告をしてもなお定められた期間内に会費を納入しない支部会員に対しては第19条第2項(3)乃至(5)に規定する支部会員の権利を停止することができる。
  - 3 本条第1項に定める支部会員より、当該未納期間にかかる支部会費が納付されたときは、その確認がなされた月の翌々月の初日から発出する文書より送付するものとし、前項の権利の停止については完納したときから解除するものとする。

## 第4節 支部会員の処分等

(支部会員の処分)

- 第17条 支部は、支部会員に対し本会会則第22条の2第1項に定める処分がなされたとき、又は第16条に規定する会費未納期間が経過したときは、当該支部会員に対し、第19条第1項に定める処分を行うことができる。

(聴聞)

第18条 前条の処分を行うときは、当該支部会員の意見を聴取しなければならない。但し、当該支部会員が本条本文の聴取に応じない場合はこの限りでない。

(支部会員の処分の種類)

第19条 支部会員の処分の種類は次のとおりとする。

- (1) 指導
- (2) 支部会員の権利の停止
- 2 前項第2号の規定により、停止すべき支部会員の権利は次の通りとする。
  - (1) 支部の役員を選任及び被選任に関する権利
  - (2) 総会において議決する権利
  - (3) 支部の会議及び研修会等に参加する権利
  - (4) 支部からの文書の送付を受ける権利
  - (5) 支部の福利厚生事業に参加し又は細則その他に基づく給付を受ける権利
- 3 権利を停止すべき期間は役員会において、これを定める。

(支部会員の処分の特例)

第20条 支部は、特に必要があると認める場合、都知事又は本会の処分を待たずに役員会の決議により、本節に規定する処分をすることができる。

(支部会員の処分の解除)

第21条 支部会員の処分の解除については本会会則第23条の3の規定を準用する。

## 第3章 総会

(総会の種類)

第22条 支部の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類を指す。

- 2 定時総会は、毎年4月25日までに開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第23条 前条の総会は支部長が招集する。

- 2 支部長は、支部総会の開催日の7日前までに、総会の日時、場所及び総会の目的を記載した書面をもって支部会員に通知しなければならない。
- 3 支部会員は支部長に対し、議決権の有する支部会員総数の4分の1以上の招集理由及び議案を記載した書面を提出して臨時総会の招集請求をすることができる。支部長はの請求があった日から1か月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第24条 支部総会は、議決権を有する支部会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開くことができない。

- 2 前項の出席者の算定に当たっては、「出席者の議決に従う」旨を記載した書面を支部長に提出した当該支部構成員の数を算入する。
- 3 前項の委任状による代理人は議決権を有する支部会員に限る。

(議長)

第25条 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長が出席できない場合には、副支部長の互選による。

(総会の決議)

第26条 支部総会は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

(総会の決議事項)

第27条 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 支部細則変更に関する事項
- (2) 支部役員を選任に関する事項
- (3) 支部の決算及び予算に関する事項

- (4) 事業計画設定及び変更に関する事項
- (5) 本会会則第34条第1項に定める事項
- (6) その他総会において審議すべき事項

(議事録)

第28条 支部総会の議事の経過及びその結果を議事録に記載し、議長及び出席支部会員2名が署名押印し、支部に保存すると共にその会議の結果を書面により本会会長に報告する。

(本会役員の出席)

第29条 支部総会には、必要に応じて本会役員の出席を求めることができる。

## 第4章 役員

### 第1節 総則

(役員及び相談役)

第30条 支部に次の役員を置く。

- 支部長1名
- 副支部長5名以内
- 会計監査2名以内
- 部長20名以内
- 次長20名以内

- 2 支部には相談役を置くことができる。相談役は支部会員の中から役員会が推薦する。
- 3 役員の選任及び解任の方法については、別に定める規程によるものとする。

(役員報告)

第31条 支部の役員選任の結果については、支部長が本会会長にこれを報告する。

(役員任期)

第32条 役員は、総会において選任された時から、就任後の第2回目の定時総会の終了までを任期とする。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。
- 3 役員は、任期が満了し又は辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(補充選任)

第33条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、これを行うべき事由が生じた日からその不足の員数につき、補充選任を速やかに行わなければならない。

### 第2節 支部長

(支部長)

第34条 支部長は支部を代表し支部の業務を統括する。

### 第3節 副支部長

(副支部長)

第35条 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときはその職務を代行する。  
また、各副支部長は正副支部長会を組織し、正副支部長会を以て業務の運営にあたる。

- 2 副支部長のうち、1名以上が支部会計業務を行うものとする。

### 第4節 正副支部長会

(正副支部長会)

第36条 正副支部長会は支部長及び副支部長をもって構成する。

- 2 正副支部長会には、必要に応じ相談役、本会理事、その他支部の業務に必要と認められる者の出席を求めることができる。但し、これらの者は正副支部長会協議に加わることはできない。

(協議事項)

第37条 正副支部長会は、次の事項を協議する。

- (1) 役員会に付議すべき事項について
- (2) 役員会で議決した事項の執行について

第5節 役員会

(役員会)

第38条 役員会は、第30条1項に規定にされた役員をもって構成する。

- 2 役員会には、必要に応じ相談役、本会理事、その他支部の業務に必要と認められる者の出席を求めることができる。但し、これらの者は役員会決議に加わることができない。

(役員会の招集)

第39条 役員会は、必要に応じ支部長がこれを招集する。

- 2 役員会を招集するときは、開催日の3日前までに会議の目的たる事項、日時、場所を支部役員に通知しなければならない。

(役員会の定足数)

第40条 役員会は、構成員の3分の1以上の出席(会計監査は除く。)がなければ開くことができない。

- 2 前項の出席者の算定に当たっては、「出席者の議決に従う」旨を記載した書面を支部長に提出した当該支部構成員の数を算入する。

(議長)

第41条 役員会の議長は、支部長がこれに当たる。但し、支部長の指名により副支部長を議長に充てることができる。

(役員会の決議)

第42条 役員会の決議においては構成員一人につき一個の議決権を有し、出席者(会計監査は除く。)の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

- 2 本条に定める決議について特別の利害関係を有する支部役員は、定足数に含めないとともに、決議に加わることができないものとする。

(電子的方法による決議)

第43条 前条に規定する役員会での議案の決議、若しくは承認、又は通知については、電子情報組織(電気通信回線接続方法を施した電子計算機)を使用して行い、又は行わせることができる。

- 2 前項の議案の提出権者は、支部長、副支部長及び各部部长とし、議案提出に際し、事前に支部長の確認を必要とする。
- 3 第1項の決議、若しくは承認又は通知については、緊急を要する事項に限る。
- 4 第1項の規定により決議、若しくは承認又は通知に関して、役員会構成員は、議案提出権者が議案を送信した日から5日以内(土日祝日を除く)に賛否の意思表示をなすものとする。
- 5 前項において、回答なき場合は決議に従う旨の意思表示をしたものとみなす。
- 6 前項の規定により行われた決議、若しくは承認、又は通知については、当該決議に参加する者の使用に関わる電子計算機の備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。
- 7 電子情報処理組織を使用して送受信した情報については、文書書面として記録を残すと共に、本支部に備え置く電子計算処理組織、又は電磁的記録による方法により保存することができる。
- 8 第1項の電子情報処理組織を使用して議案の決議、若しくは承認又は通知を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(役員会の決議事項)

第44条 役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 支部総会に付議すべき事項について
- (2) 支部総会で議決した事項の執行について

- (3) 本会会長から付議された事項について
- (4) 支部長が推薦する顧問及び相談役等の承認について
- (5) 会員の処分に関する事項について
- (6) 会計等に関する支払基準について
- (7) その他支部活動に関する事項について

(議事録)

第45条 役員会の議事の経過及びその結果を議事録に記載し、出席支部役員1名が署名押印し、支部に保存する。

## 第6節 会計監査

(会計監査)

第46条 会計監査は、支部会計を監査する。

## 第5章 業務組織

(業務組織)

第47条 支部は、第5条(事業)に定める事業を円滑に実施するため、その業務を担当する部を設ける。各部の業務分掌は、役員会の決定によるものとする。

(部長及び次長)

第48条 業務組織の各部には部長及び次長を置く。また、必要に応じて、各々協力部員を置くことができる。

(特別委員会)

第49条 役員会の決議により、特別委員会を設けることができる。

## 第6章 代議員

(代議員)

第50条 支部に代議員を置く。

(代議員の数及び選任)

第51条 代議員の資格、選任、および支部の報告義務は本会会則第34条を適用する。

2 前項の選任については代議員選任規程の定めるところによる。

(代議員の職務)

第52条 代議員は、本会総会に出席し、その議決権を行使する。

(代議員の任期)

第53条 代議員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

## 第7章 資産及び会計

(会計年度)

第54条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(議決事項)

第55条 支部長は、定時総会に当年度の事業報告、決算及び次年度の事業計画、予算案を作成して提出しなければならない。

(資産)

第56条 支部の経費は本会交付金、支部会費、寄付金及び雑収入をもって行う。

(実費支給)

第57条 支部の事業遂行上必要により役員又は支部会員が出張する場合は本会の定める規定に準じ実費相当額を支給する。

(資産の管理)

第58条 支部の財産は支部長が管理する。

(冠婚葬祭等の支出)

第59条 支部会員の冠婚葬祭その他費用の支出を必要とする場合は、役員会に諮り決定するものとする。

#### 付 則

- 1 この支部細則は昭和48年5月18日から施行する
- 2 この細則の改廃は本会に提出して本会会長の承認を要する
- 3 一部改正 昭和56年12月4日
- 4 一部改正 昭和58年4月23日
- 5 一部改正 平成9年4月19日
- 6 一部改正 平成11年4月24日
- 7 平成11年4月24日現在の支部年会費は5,000円とする
- 8 平成13年4月13日現在の支部年会費は7,000円とする
- 9 一部改正 平成19年4月20日
- 10 一部改正 平成23年11月18日 平成23年12月12日から施行する
- 11 平成23年度選任の役員任期は、平成24年度総会終了時をもって満了する
- 12 附則10の日以後、支部会費の月割り計算が必要となった場合は月額600円とする
- 13 一部改正 平成25年4月20日

#### 付帯決議

本細則は、平成24年度に開催される定時総会までに、一般社団法人法理について検討することとする。